ものづくり企業活性化支援補助金

募集要領

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により、工場稼働率及び売上が減少した中小企業者を対象に、各企業が持つ生産ライン(設備)や従業員(人材)の有効活用を促し、新規事業の展開による新たな販路確保などの取組を支援するための補助金を交付します。

2 内容

- ①補助金の対象者
 - ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、製造業に 属する事業を主たる事業として営む者
 - ・山口県内に事業所を有する者
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降のある1カ月の工場稼働率及び売上高が前年同期と比較して減少した者、又は、現在の受注状況を鑑み、今後、ある1カ月の工場稼働率及び売上高が前年同期と比較して減少が見込まれる者
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等をせずに雇用を維持している者

②補助率•補助上限額

補助率:3/4

補助上限額:75万円(設備投資を伴う場合は、225万円)

③申請方法

- 受付時期 令和2年10月6日(火)~23日(金) ※必着
- 受付方法 原則郵送(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法)

4申請先

(地独)山口県産業技術センター

⑤必要書類

- ・申請書、会社概要、売上元帳など売上や工場稼働率が減少していること が分かる資料、その他参考資料
 - ※上記の書類はA4用紙片面とすること。
 - ※補助金の支払は、金融機関への振り込みとなります。

⑥事業内容及び事業対象となる期間と経費

• 事 業 内 容

(地独)山口県産業技術センターの技術相談、共同研究、受託研究、 依頼試験(オーダーメイド試験)、開放機器の利用、バーチャル3Dもの づくり支援センターを活用し、遊休となっている既存の生産ラインの活 用又は転用、従業員の効率的な配置・活用による新規事業の展開(新商 品の開発(既存商品からの転換を含む。))による新たな販路の確保に向 けた取組

- 事業対象期間:交付決定日から令和3年2月28日まで
- 事業対象経費

費			対 象 経 費
人	件	費	①事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
			②補助員(アルバイト等)に係る賃金 等
旅		費	事業に直接従事する者の旅費 等
材	料	費	①直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
			②実験、分析等を行うための材料、試薬品等の購入に要する経費
役	務	費	広告費、運送代等
使用料及び 賃借料			(地独)山口県産業技術センターの開放機器の使用料、機械・設備のリース料・レンタル料 等
委	託	費	事業者が直接実施できない又は適当でないものについて、他の事業者に外 注するための経費
謝		金	外部専門家に対する謝金等
備	8	費	機械装置・工具器具の購入等に要する経費 ※取得価額が 10 万円以上(税抜)のもの
消耗品費			事業を行うために必要な物品であって、備品以外の購入に要する経費
施記	施設整備費		製造現場の改装等の施設の整備に要する経費 ※不動産の取得に該当する工事等は対象外
そ	の	他	その他特に必要と認められる経費

- ※<u>消費税及び地方消費税は補助対象外のため、申請書や実績報告書を作成する際は除外してください。ただし、以下の事業者は補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消</u>費税及び地方消費税を補助対象経費に含めることができます。
 - ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
 - ②免税事業者である補助事業者
 - ③簡易課税事業者である補助事業者

- ※<u>原則として、汎用性があるもの(パソコン・タブレット PC 及び周辺機器、自転車等)は</u> <u>対象外ですが、業務の効率化のための経費であって、目的外使用にならないと認められる</u> 場合には、対象経費に含めることができます。
- ※取得価格等が単価 50 万円以上の財産は、処分制限財産に該当します。処分制限期間内に 当該財産を処分(補助目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)する場合には、事前に (地独)山口県産業技術センター理事長の承認が必要となりますのでご注意ください。
- ※人件費を計上する場合は、①会社カレンダー、②出勤簿、③就業規則、④業務日誌、⑤賃 金台帳、⑥賃金を支払ったことが確認できる書類等が必要となりますのでご注意ください。

人件費 = 時間単価^{注1} × (直接作業)時間数^{注2}

注1 時間単価の算出方法

- ・時間単価は、別に示す人件費単価一覧表の、各事業従事者の報酬月額に対応する単価 とします。なお、時間単価は年度途中においても変更できるものとします。
- 時間単価は以下により算出した俸給月額に対応する単価とします。

毎月決まって支払われる基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当及び通 勤手当その他の諸手当を含めるものとし、健康保険制度の標準報酬月額の算定に準じ て算出するものとする。

注2 (直接作業)時間数

- ・所定時間外の労働時間を計上する場合は、事業者が支給した時間外手当などの手当が 支払われている場合に限ります。
- ※地方独立行政法人山口県産業技術センターへの使用料、委託費等の支払額の合計は、25 万円を限度とします。

【補助金対象の例】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大が契機となって取り組む、新製品・新サービスの開発に 要する経費
- 新型コロナウイルス感染症拡大が契機となって取り組む、既存製品への新たな付加価値の追加に要する経費
- ・既存製品製造に係るサプライチェーンの分散化や、不良品率低下のための工程改善に要する経費

- 3 申請から支払まで ※各種書類は、(地独)山口県産業技術センターへ提出ください。
- (1) 申請から支払いまでの流れ

【申請者】交付申請書をダウンロードの上、作成

【申請者】交付申請書、添付書類を原則郵送で提出

書類審査(ヒヤリングを行う場合があります)

交 付 決 定

【申請者】事業実施

【申請者】実績報告書をダウンロードの上、作成

【申請者】実績報告書を提出

額の確定

【申請者】請求書をダウンロードの上、作成

【申請者】請求書を提出

支払い

(2) 備考

・申請書類の審査の結果、本補助金を交付する旨の決定をしたときは、後日、交付決定の通知を発送し、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を発送します。

4 その他

- (1)提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存してください。
- (2)提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をして

- いただくことがありますので、書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- (3)本補助金交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、 本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は補助金を返還す ることになります。
- (4) 本事業における関係書類は事業終了後5年間保存してください。
- (5)ものづくり企業活性化支援補助金交付申請書の「4 補助金該当要件に係る申告事項」を確認の上、口欄に レ を入れて提出ください。

【問合せ先】

(地独)山口県産業技術センター

新型コロナウイルス感染症対策関連事業推進チーム 〒755-0195 宇部市あすとぴあ4丁目1-1

電話:0836-53-5062